

大阪市告示第106号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年1月28日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 高 橋 徹

路 線 名	区 間	供用開始の期日
天王寺石ヶ辻町線	天王寺区細工谷1丁目1番の34地から 同 区堂ヶ芝2丁目80番の11地まで	告 示 の 日

（建設局総務部管財課）